



旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン(案)【概要版】

経済建設常任委員会提出資料
令和 8 年 8 月 1 8 日 経済部

■ 目的

本市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、事業者が主体的に遵守すべき事項、必要な手続等を定めることにより、市民の安全及び安心、良好な景観並びに自然環境を確保し、地域と共生する再生可能エネルギー事業を実現することを目的とする。

■ 対象事業

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備のうち、発電出力の合計が 10 キロワット以上の設備の新設、増設又は大規模な改修（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置する太陽光発電設備を除く）

■ ガイドラインで定める主な事項

設置不可とする区域

砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩落危険区域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 保護林
鳥獣保護区（国指定、北海道指定） 重要野鳥生息地 要措置区域 国指定重要文化財 北海道指定史跡名勝天然記念物
農用地区域内農地 甲種農地に該当する区域

事業実施のための地域住民の理解・同意を得るに当たっては、地域住民に次の事項を明確に示すとともに、本事項を遵守するものとする。

設備設置に当たっての配慮事項

- ① 災害の防止等
土地の形質変更、立木の伐採は必要最低限に
敷地の排水処理、土砂の流出防止の措置の実施
近隣の農林業等への影響への配慮
- ② 生活環境の保全
電波障害、圧迫感、騒音、振動、悪臭、熱、反射等の発生の防止措置の実施
植栽を設けて遮蔽する等の措置の実施
道路の視距確保及びパネルからの反射防止等の措置の実施
- ③ 自然環境の保全
動植物の生息又は生育状況の調査、保全措置を実施
森林生態系、河川生態系、エコロジカル・ネットワークへの影響調査、保全措置を実施
人と自然との触合いの活動の場への影響調査、保全措置を実施
- ④ 良好な景観の保全
周辺の景観との調和を考慮した設備を使用
- ⑤ その他
政府関係機関、国際機関等から問題が指摘されていない設備の導入

適切な管理

- ① 安全対策
事業敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように柵を設置等
- ② 環境整備
除草及び清掃の定期的な実施
可能な限りの農薬散布の制限
農薬の散布日時、種類及び使用者の連絡先を関係者へ周知
農薬散布時の天候、時間帯、風向きへの配慮
農薬散布時の飛散低減ノズルの使用
農薬散布後の周辺への周知
- ③ 災害対応
速やかな設備の撤去及び事業区域内の復旧
被害を最小限に留める措置の実施
- ④ 設備の廃止後の措置
撤去及び事業区域以内の原状回復に係る費用の積立等の実施
廃止後の速やかな設備の撤去及び事業区域内の原状回復



旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインに基づく事業フロー

